

令和6年度

当初予算書

矢吹町

第 441 回 矢 吹 町 議 会 定 例 会 提 出 議 案 目 次

議案第18号	令和6年度矢吹町一般会計予算	1
議案第19号	令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計予算	12
議案第20号	令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計予算	16
議案第21号	令和6年度矢吹町介護保険特別会計予算	18
議案第22号	令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算	21
議案第23号	令和6年度矢吹町水道事業会計予算	24
議案第24号	令和6年度矢吹町下水道事業会計予算	30

議案第18号

令和6年度矢吹町一般会計予算

令和6年度矢吹町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,342,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 各項に計上した需用費(食糧費を除く。)及び役務費(保険料を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月1日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		2,420,741
	1 町 民 税	775,991
	2 固 定 資 産 税	1,378,886
	3 軽 自 動 車 税	63,600
	4 町 た ば こ 税	190,584
	5 入 湯 税	11,680
2 地 方 譲 与 税		105,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	25,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	74,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	6,300
3 利 子 割 交 付 金		600
	1 利 子 割 交 付 金	600
4 配 当 割 交 付 金		8,000
	1 配 当 割 交 付 金	8,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		6,600
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,600
6 地 方 消 費 税 交 付 金		456,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	456,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		45,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	45,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		15,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		8,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	8,000
10 地 方 特 例 交 付 金		87,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	87,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税		1,853,866
	1 地方交付税	1,853,866
12 交通安全対策特別交付金		1,200
	1 交通安全対策特別交付金	1,200
13 分担金及び負担金		2,988
	1 分担金	780
	2 負担金	2,208
14 使用料及び手数料		83,051
	1 使用料	76,088
	2 手数料	6,963
15 国庫支出金		1,086,086
	1 国庫負担金	665,935
	2 国庫補助金	416,348
	3 国庫委託金	3,803
16 県支出金		654,868
	1 県負担金	377,455
	2 県補助金	266,921
	3 県委託金	10,492
17 財産収入		45,403
	1 財産運用収入	10,783
	2 財産売却収入	34,620
18 寄附金		21,004
	1 寄附金	21,004
19 繰入金		703,676
	1 基金繰入金	703,676

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		69,817
	1 延滞金加算金及び過料	3,000
	2 町預金利子	5
	3 雑入	66,812
22 町債		567,800
	1 町債	567,800
歳入	合計	8,342,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		105,384
	1 議 会 費	105,384
2 総 務 費		1,175,840
	1 総 務 管 理 費	998,122
	2 徴 税 費	114,385
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	48,959
	4 選 挙 費	5,910
	5 統 計 調 査 費	7,866
	6 監 査 委 員 費	598
3 民 生 費		2,112,402
	1 社 会 福 祉 費	1,022,870
	2 児 童 福 祉 費	1,089,532
4 衛 生 費		930,875
	1 保 健 衛 生 費	664,208
	2 清 掃 費	226,747
	3 水 道 費	39,920
5 労 働 費		1,900
	1 労 働 諸 費	1,900
6 農 林 水 産 業 費		541,949
	1 農 業 費	505,746
	2 林 業 費	15,297
	3 遊 水 地 対 策 費	20,906
7 商 工 費		118,273
	1 商 工 費	118,273

(単位：千円)

款	項	金額
8 土 木 費		855,739
	1 土 木 管 理 費	32,431
	2 道 路 橋 り よ う 費	407,600
	3 河 川 費	1,274
	4 都 市 計 画 費	369,733
	5 住 宅 費	44,701
9 消 防 費		293,632
	1 消 防 費	293,632
10 教 育 費		1,476,509
	1 教 育 総 務 費	236,295
	2 小 学 校 費	103,514
	3 中 学 校 費	100,788
	4 幼 稚 園 費	329,891
	5 社 会 教 育 費	529,075
	6 保 健 体 育 費	176,946
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 業 施 設 災 害 復 旧 費	3
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	0
12 公 債 費		719,494
	1 公 債 費	719,494
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	8,342,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
矢 吹 町 保 健 福 祉 セ ン タ ー 指 定 管 理 料	自 令和6年度 至 令和7年度	14, 114千円
矢 吹 町 健 康 セ ン タ ー 及 び 矢 吹 町 ふ れ あ い 農 園 指 定 管 理 料	自 令和6年度 至 令和8年度	172, 262千円
矢 吹 町 コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ザ 及 び 矢 吹 町 営 駐 車 場 指 定 管 理 料	自 令和6年度 至 令和10年度	95, 953千円
矢 吹 町 屋 内 外 運 動 場 指 定 管 理 料	自 令和6年度 至 令和10年度	152, 418千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
地域集会所改修事業債	千円 2,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(集会施設)	千円 3,300	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(観光施設)	千円 31,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
健康センター改修事業債	千円 6,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
脱炭素化推進事業債(福祉施設)	千円 5,700	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
こども家庭センター建設事業債	千円 23,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
緊急浚渫推進事業債 (農業施設)	千円 37,400	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金につ てはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する ところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もし くは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急自然災害防止対策 事業債(ため池)	千円 4,400	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金につ てはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する ところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もし くは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
土地改良施設事業債	千円 66,400	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金につ てはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する ところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もし くは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地方道路等整備事業債	千円 96,000	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金につ てはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する ところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もし くは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進 事業債(道路)	千円 15,400	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金につ てはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する ところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もし くは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公園整備事業債	千円 11,000	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金につ てはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する ところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もし くは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
宅地耐震化推進事業債	千円 15,600	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公営住宅改修事業債	千円 3,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
緊急防災減災事業債	千円 10,100	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
学校教育施設等整備事業債 (中学校)	千円 21,300	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
学校教育施設等整備事業債 (小学校)	千円 4,500	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
給食施設整備事業債	千円 3,600	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
一般補助施設整備事業債	千円 33,400	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
社会教育施設整備事業債	千円 52,800	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
公共施設等適正管理推進事業債(社会教育施設)	千円 9,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地区公民館改修事業債	千円 89,200	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
地域活性化事業債	千円 4,900	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。
臨時財政対策債	千円 18,000	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	財政融資資金 銀行 その他	起債日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

議案第19号

令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計予算

令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,610,462千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和6年3月1日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 税		333,581
	1 国 民 健 康 保 險 税	333,581
2 使 用 料 及 び 手 数 料		56
	1 手 数 料	56
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1,149,780
	1 県 補 助 金	1,149,779
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		5
	1 財 産 運 用 収 入	5
6 繰 入 金		123,927
	1 他 会 計 繰 入 金	123,927
	2 基 金 繰 入 金	0
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		3,110
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	2,004
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 入	1,105
9 町 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		1,610,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		36,259
	1 総 務 管 理 費	35,223
	2 徴 税 費	903
	3 運 営 協 議 会 費	133
2 保 険 給 付 費		1,133,524
	1 療 養 諸 費	991,184
	2 高 額 療 養 費	135,336
	3 移 送 費	201
	4 出 産 育 児 一 時 金	5,003
	5 葬 祭 諸 費	1,500
	6 傷 病 手 当 金	300
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		394,797
	1 医 療 給 付 費 分	265,070
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	92,388
	3 介 護 納 付 金 分	37,339
4 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
5 保 健 事 業 費		37,345
	1 特 定 検 診 診 査 等 事 業 費	22,030
	2 保 健 事 業 費	15,315
6 基 金 積 立 金		7
	1 基 金 積 立 金	7
7 公 債 費		103
	1 公 債 費	102
	2 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 支 出 金		3,426
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,425
	2 延 滞 金	1
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,610,462

議案第20号

令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計予算

令和6年度矢吹町土地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		373
	1 繰越金	373
歳 入 合 計		373

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地造成事業費		373
	1 土地造成事業費	373
歳 出 合 計		373

議案第21号

令和6年度矢吹町介護保険特別会計予算

令和6年度矢吹町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,632,548千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

令和6年3月1日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		343,000
	1 介 護 保 險 料	343,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		364,190
	1 国 庫 負 担 金	264,024
	2 国 庫 補 助 金	100,166
4 支 払 基 金 交 付 金		421,200
	1 支 払 基 金 交 付 金	421,200
5 県 支 出 金		231,741
	1 県 負 担 金	215,860
	2 県 補 助 金	15,881
6 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
7 繰 入 金		262,408
	1 一 般 会 計 繰 入 金	254,471
	2 基 金 繰 入 金	7,937
8 諸 収 入		10,003
	1 雑 入	10,002
	2 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,632,548

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		38,920
	1 総 務 管 理 費	25,769
	2 徴 収 費	1,294
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	11,609
	4 趣 旨 普 及 費	159
	5 運 営 協 議 会 費	89
2 保 険 給 付 費		1,476,599
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,320,506
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	45,333
	3 そ の 他 諸 費	1,353
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	41,480
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	5,968
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	61,959
3 地 域 支 援 事 業 費		111,725
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	83,109
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	316
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	27,950
	4 そ の 他 諸 費	220
	5 高 額 総 合 事 業 サ ー ビ ス 費	130
4 基 金 積 立 金		3
	1 基 金 積 立 金	3
5 諸 支 出 金		301
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	301
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,632,548

議案第22号

令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ219,063千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		158,799
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	158,799
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
4 繰 入 金		59,705
	1 一 般 会 計 繰 入 金	59,705
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		555
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	3 貸 付 金 収 入	1
	4 受 託 事 業 収 入	1
	5 雑 入	1
歳 入 合 計		219,063

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8,487
	1 総 務 管 理 費	8,042
	2 徴 収 費	445
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		210,024
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	210,024
3 諸 支 出 金		551
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		219,063

議案第 23 号

令和 6 年度矢吹町水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度矢吹町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	6, 955 戸
(2) 年間総給水量	1, 577, 521 m ³
(3) 一日平均給水量	4, 321 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
1. 配水管布設事業	80, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 水道事業収益	432, 223 千円
第 1 項 営業収益	398, 334 千円
第 2 項 営業外収益	33, 887 千円
第 3 項 特別利益	2 千円

支出

第 1 款 水道事業費用	446, 037 千円
第 1 項 営業費用	417, 278 千円
第 2 項 営業外費用	26, 709 千円
第 3 項 特別損失	1, 050 千円
第 4 項 予備費	1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88,091千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,163千円、過年度分損益勘定留保資金79,928千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	90,594千円
第1項 企業債	78,300千円
第2項 出資金	12,294千円

支出

第1款 資本的支出	178,685千円
第1項 建設改良費	89,800千円
第2項 企業債償還金	87,885千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管布設事業債	千円 78,300	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(内据置5年以内)の期間において政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

19,681千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,101千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和6年度矢吹町水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 水道事業収益	1 営業収益		432, 223		
		1 給水収益	398, 334		
		2 受託工事収益	376, 200		
	2 営業外収益	2 受託工事収益	7, 500		
		3 その他営業収益	14, 634		
			33, 887		
		1 受取利息	6		
		2 雑収益	44		
		3 他会計負担金	1, 525		
		4 他会計補助金	26, 101		
		5 長期前受金戻入	6, 211		
		3 特別利益	2		
			1 固定資産売却益	1	
			2 過年度損益修正益	1	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考		
1 水道事業費用	1 営業費用		446,037			
			417,278			
		1 原水及び浄水費	176,580			
		2 配水及び給水費	24,843			
		3 受託工事費	7,500			
		4 総係費	66,614			
		5 減価償却費	139,710			
		6 資産減耗費	2,001			
		7 その他営業費用	30			
		2 営業外費用			26,709	
			1 支払利息及び企業債取扱費		11,709	
			2 消費税		15,000	
			3 特別損失		1,050	
		4 子備費			1,000	
			1 子備費		1,000	
		3 特別損失	1 固定資産売却損		50	
			2 過年度損益修正損		1,000	
		4 子備費			1,000	
			1 子備費		1,000	

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的收入	1 企業債		90,594	
			78,300	
	2 出資金	1 企業債	78,300	
			12,294	
		1 負担区分に基づかない出資金	12,294	

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 資本的支出	1 建設改良費		178,685	
			89,800	
		1 配水設備費	87,000	
	2 企業債償還金	2 営業設備費	2,800	
			87,885	
	3 子備費	1 企業債償還金	87,885	
			1,000	
	1 子備費	1,000		

議案第 2 4 号

令和 6 年度矢吹町下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度矢吹町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 公共下水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接続戸数 4, 5 0 8 戸
- (2) 年間総処理水量 1, 3 1 8, 8 4 8 m³
- (3) 一日平均処理水量 3, 6 1 3 m³
- (4) 主要な建設改良事業

- 1) 管路建設改良費 9 0, 5 0 0 千円
- 2) 流域下水道建設負担金 2, 3 0 0 千円

2 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接続戸数 6 3 5 戸
- (2) 年間総処理水量 2 0 3, 9 6 2 m³
- (3) 一日平均処理水量 5 5 9 m³
- (4) 主要な建設改良事業

- 1) 処理場建設改良費 6 0, 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 公共下水道事業収益	442,333千円
第1項 営業収益	132,031千円
第2項 営業外収益	307,302千円
第3項 特別利益	3,000千円
第2款 農業集落排水事業収益	200,906千円
第1項 営業収益	29,469千円
第2項 営業外収益	171,437千円

支出

第1款 公共下水道事業費用	432,793千円
第1項 営業費用	399,139千円
第2項 営業外費用	32,154千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	1,000千円
第2款 農業集落排水事業費用	172,157千円
第1項 営業費用	161,836千円
第2項 営業外費用	9,921千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,576千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,892千円、当年度分損益勘定留保資金178,684千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 公共下水道事業資本的収入	207,832千円
第1項 企業債	121,900千円
第2項 他会計負担金	39,532千円
第3項 他会計補助金	2,565千円
第4項 補助金	33,250千円
第5項 負担金	10,585千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入	126,878千円
第1項 企業債	89,800千円
第2項 他会計負担金	11,278千円
第3項 他会計補助金	3,460千円
第4項 補助金	22,000千円
第5項 負担金	340千円

支出

第1款 公共下水道事業資本的支出	325,955千円
第1項 建設改良費	92,800千円
第2項 企業債償還金	233,155千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	201,331千円
第1項 建設改良費	60,000千円
第2項 企業債償還金	141,331千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 利子補給事業	自 令和6年度 至 令和11年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る利子の総額
水洗便所改造資金 損失保証	自 令和6年度 至 令和11年度	10,000千円に対する年利 4.5%以内の元金償還金に係る元金、利子及び遅延利息に対する損失保証

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業債	千円 53,800	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するところによる。ただし、下水道事業会計の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
資本費平準化債 (公共下水道)	千円 56,400	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するところによる。ただし、下水道事業会計の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
下水道事業債特別措置分 (公共下水道)	千円 9,400	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するところによる。ただし、下水道事業会計の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

流域下水道事業債	千円 2,300	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するところによる。ただし、下水道事業会計の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
農業集落排水事業	千円 34,200	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、下水道事業会計の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
資本費平準化債 (農業集落排水)	千円 55,600	普通貸借 又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するところによる。ただし、下水道事業会計の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各款の営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

51,754千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を補助するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、317,718千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和6年3月1日提出

矢吹町長 蛭田 泰昭

令和6年度矢吹町下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道収益	1 営業収益		442,333		
			132,031		
		1 公共下水道使用料	132,000		
	2 営業外収益	2 その他営業収益	31		
			307,302		
		1 受取利息及び配当金	2 他会計補助金	198,172	
			3 補助金	4,500	
			4 長期前受金戻入	104,628	
			5 雑収益	1	
				3,000	
		3 特別利益	1 過年度損益修正益	3,000	
				200,906	
	2 農業集落排水収益	1 営業収益		29,469	
1 農業集落排水施設使用料			29,469		
2 営業外収益			171,437		
		1 他会計補助金	113,521		
		2 長期前受金戻入	57,915		
		3 雑収益	1		

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道用 事業費	1 営業費用		432,793		
		1 管渠費	399,139		
		2 業務費	45,796		
		3 総係費	12,829		
		3 総係費	50,677		
	2 営業外費用	4 流域下水道維持管理負担金	76,626		
		5 減価償却費	213,211		
			32,154		
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	26,754		
		2 消費税及び 地方消費税	5,400		
	3 特別損失		500		
		1 過年度 損益修正損	500		
			1,000		
		1 子備費	1,000		
	2 農業集落排水 事業費用	1 営業費用		172,157	
				161,836	
			1 管渠費	20,823	
			2 処理場費	28,208	
			3 業務費	867	
		2 営業外費用	4 総係費	8,319	
5 減価償却費			103,619		
			9,921		
1 支払利息及び 企業債取扱諸費			9,921		
3 特別損失			100		
4 子備費		1 過年度 損益修正損	100		
			300		
		1 子備費	300		

資本的收入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道 事業資本の収入	1 企業債		207,832		
		1 建設改良債	121,900		
		2 流域下水道債	63,200		
		3 資本費平準化債	2,300		
	2 他会計負担金		56,400		
			39,532		
	3 他会計補助金	1 他会計負担金	39,532		
		1 他会計補助金	2,565		
	4 補助金		2,565		
		1 国庫補助金	33,250		
		2 県補助金	33,000		
	5 負担金		250		
		1 受益者負担金	10,585		
			10,585		
	2 農業集落排水 事業資本の収入	1 企業債		126,878	
				89,800	
		1 建設改良債		34,200	
2 資本費平準化債			55,600		
2 他会計負担金			11,278		
		1 他会計負担金	11,278		
3 他会計補助金			3,460		
		1 他会計補助金	3,460		
4 補助金			22,000		
		1 国庫補助金	22,000		
5 負担金			340		
		1 受益者分担金	340		

支 出

(單位：千元)

款	項	目	予定額	備 考	
1 公共下水道事業 資本的支出	1 建設改良費		325,955		
			92,800		
		1 管渠建設改良費	90,500		
		2 流域下水道 建設負擔金	2,300		
	2 企業債償還金		233,155		
		1 建設改良債 償還金	233,155		
	2 農業集落排水 事業資本的支出		201,331		
		1 建設改良費	60,000		
			1 處理場建設改良 費	60,000	
		2 企業債償還金	141,331		
		1 建設改良債 償還金	141,331		